

令和7年3月28日 入札公告
令和7年5月19日 入札及び開札

閱 覧 図 書

事 業 名 : 南樫山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）

事 業 場 所 : 広島県神石郡神石高原町 南樫山国有林

事 業 量 :	伐倒	4,424 m ³
	集造材・運材	3,330 m ³
	トラック運搬	1,990 m ³
	植付（新植）	6.40 ha
	木材搬出道補修	1 式
	木材集積場作設	1 式

1. 森林整備事業請負契約書(案)
2. 作業工程別内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 契約情報の公表

広島北部森林管理署



森林整備事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
南樫山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）	スギ外	記番別作業内訳書のとおりに	作業工程別数量内訳書のとおりに	請負金額 金 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円也)	南樫山国有林 801 い林小班	南樫山国有林 801 い林小班中間土場

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条 1 項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10／110を乗じて得た額である。

2 事業期間

自 令和 年 月 日（契約締結日の翌日から）
至 令和 8 年 2 月 20 日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第 1 項
×	中間前金払		第35条第 3 項
○	部分払	月 1 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号1337	6 冊	広島北部森林管理署	契約締結日
植栽器具		4 本	〃	〃

5 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙1のとおり。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の承認を受けること。
- (4) 特記仕様書は、別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月28日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島県三次市十日市中二丁目5-19
分任支出負担行為担当官
広島北部森林管理署長 児玉 望 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特記仕様書

- 1 本契約にかかる伐採方法は、保護伐及び保育間伐(活用型)であり、伐採にあたっては次によることとする。
保護伐箇所の伐採にあたっては、高木広葉樹は保残する。この場合は極力群状に保残するよう努める。
保育間伐(活用型)箇所は列状間伐とするが、列間については監督職員と協議のうえ伐採すること。
- 2 本契約にかかる区域外の立木の伐採及び土地の形質変更行為にあたっては、各種法令協議等を要するため、協議が調った後に作業に着手すること。
- 3 伐採・搬出に際して、区域内外の残存立木（下層植栽木も含む）に損傷を与えるおそれのあるときは、事前に監督職員の指示に従い、保護の措置を講じること。
- 4 集材の期間及び伐採・搬出に際して、一般通行車両等への危険が予想される区域においては通行規制を行い、誘導員を配置するなど一般通行車両等の安全確保に必要な措置を講じること。
- 5 常時流水のある沢及び谷筋付近での作業にあたっては、河川等に土砂が流出しないよう十分な処置を講じること。また、事業期間を通じて濁水防止に十分注意を払うこと。
- 6 一般材は市場輸送（委託販売）とし、低質材は中間土場で販売（システム販売）することから、山元土場で一般材と低質材に仕分けを行うこと。
システム販売とする低質材については、システム販売協定者がチップ工場等で計測した重量に森林管理局が定める換算係数（原料材N：0.991、原料材L：1.391）で除算した値を生産数量とする。また、トラックへの積込みが容易な状態で集積し、N材、L材で仕分けを行うこと。
一般材については、遅くとも事業期間内における委託販売先の最終市日の検知に間に合うように、市場と調整を行いながら運搬を完了させること。また、市場への運搬が短期間に集中しないように運搬ペースの平準化に努めることとし、低質材が紛れないように山元での仕分けを徹底すること。
低質材については、事業期間内に余裕をもって数量確定ができるよう、システム販売協定者と連携をとること。
- 7 森林作業道は、別紙「森林作業道作設仕様書」に従って作設することとし、作設等に係る支障木は最小限に抑えること。また、予定路線を変更する場合は、事前に監督職員の確認を受け、支障木の伐採及び土地の形質変更に係る各種法令協議が調った後に作業に着手すること。
事業終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合がある。
- 8 生産性向上の取組みについては、毎月、作業日報（様式2）を基に「月別工程管理表（様式1）」を作成のうえ、月別請負進行状況等報告書（様式7）と併せて翌月の5日までに提出すること。（※主伐、間伐別に提出すること。）
なお、上記の様式の提出にあたっては、必要な項目が網羅されている場合は、任意の様式でも差し支えないものとする。
- 9 積雪が予想される作業地については、早期（積雪前）の作業完了に努めること。
- 10 事業実行区域内において、希少な野生動植物、文化財を発見した場合には、監督職員に報告し、対応を協議すること。

11 アフリカ豚熱（ASF）対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

12 その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

(様式1／署提出用)

月 別 工 程 管 理 表 (主伐・間伐)

令和 年 月 日

広島北部 森 林 管 理 署 長 殿

事業体名：	契約事業名： 南樫山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）
	予定生産量： 3,330 m ³
	事業期間： 令和 年 月 日～令和8年2月20日

作業工程		使用機械	前月末累計		月		月末累計		生産性 A／B (㎡/人日)
			実行量 (㎡)	人員数 (人)	実行量 (㎡)	人員数 (人)	実行量 A (㎡)	人員数 B (人)	
実働日 (日)			日		日		日		
主 作 業	伐 倒 (存置を含めない)	チェンソー							
		ハーベスタ							
	木寄・集材	グラップル・集材機							
	造材	プロセッサ							
		チェンソー							
	運材	フォワーダ							
	巻立	グラップル							
主作業計									
副 作 業	森林作業道作設 (m)								
	トラック運搬								
	検知								
	準備工・踏査								
	搬出道補修								
	機械整備								
	その他 (林内)								
	その他 (林外)								
	副作業計								
合計									
生 産 性									

※延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）
1H=0.125人工

※実行量の合計は「巻立」の量とする。

※造林作業及び間伐の存置部分は除くこと。

様式2（素材生産用）

作業日報 [指示・報告・承諾・連絡等記録簿]

日付	年	月	日	天候	作業場所	国有林	林小班
記入者（現場代理人）氏名						林地保全に関する記録	
監督職員（補助）からの指示事項等 ☐ 指示 ☐ 確認						1 下流への濁水流出の有無 ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し2の欄に記入する。（無の場合は2以降の記載は不要） ☐ 有 ☐ 無	
監督職員（補助）への報告事項						2 1の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日 (原因) (実施年月日) 月 日	
監督職員（補助）との承諾事項等 ☐ 承諾 ☐ 連絡 ☐ 提出 ☐ 協議						3 2の原因を解消するために実施した措置と実施年月日 (措置内容) (実施年月日) 月 日	
その他特記事項						※監督職員から指示を受けた措置の内容 (※指示を受けた場合) (指示日) 月 日 (措置内容) (実施年月日) 月 日	

作業内容 ※延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）
1H=0.125人工

作業種	伐倒		木寄・集材		造材	運材	巻立 (検知含む)	主作業計	伐倒 間伐 (存置)
	主伐 (皆伐)	間伐 (活用)	架線	路網					
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	チェーンソー		グラップル 集材機		プロセッサ	フォワーダ	グラップル		

作業種	森林作業道 作設	トラック運搬		準備工 ・踏査	搬出道 補修	機械 整備	その他 (林内)	その他 (林外)	副作業計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	バックホウ	6 t トラック 10 t トラック							

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐倒は「間伐（存置）」に記入すること。
※その他（林内）の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。
※その他（林外）の作業とは、機械搬入・搬出、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

様式 2（造林用）

作業日報〔指示・報告・承諾・連絡等記録簿〕				記入者（現場代理人）氏名			
日付（天候）		月 日（ ）		月 日（ ）		月 日（ ）	
作業場所 （国有林・林小班）							
監督職員（補助）からの 報告・連絡事項							
監督職員（補助）に対す る連絡事項							
協議事項							
その他特記事項							
作業 内 容	作業種						
	出役人員（人）	人	人	人	人	人	人
	出来高 ha m3 m						
	使用機械						

※注）延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）※1H＝0.125人工
存置型間伐は素材生産用を使用すること。

令和 年 月 日

請負者

(事業地 国有林 林小班)

①延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする)。②使用器具は伐倒、枝払、造材に用いた器具名等を記入のこと。③指示事項等は事業実行中において監督職員等が行った指示等について記入のこと。また、事業計画書に対し、実行累計が30%以上の遅れのときは必ずその善後策を具体的に記入すること。④主・副作業については、生産性算出における区分とする。

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
立木	伐倒	保護伐	3,140m ³	
		保育間伐	1,284m ³	
		合計	4,424m ³	
素材	集造材・運材	一般材	1,990m ³	運材は中間土場までとする。
		低質材	1,340m ³	運材は中間土場までとする。
		合計	3,330m ³	
素材	トラック運搬	一般材	1,990m ³	中間土場～広島県森林組合連合会三次木材共販所
		合計		
造林	植付（新植）	ヒノキ	6.40ha	コンテナ苗：14,080本
		合計		
その他	木材搬出道補修	不陸整正工外	1 式	詳細は別紙「木材搬出道補修作業内訳書」のとおり
	木材集積場作設	土工外	1 式	詳細は別紙「木材集積場作設数量内訳明細書」のとおり

別紙

木 材 搬 出 道 補 修 作 業 内 訳 書

作業種	作業箇所	数量	備考
不陸整正工	施業路	3,360m ²	延長：1,120m 幅：3m
除草工	南榎山林道外	5,100m ²	延長：1,700m 幅：3m
		4,600m ²	延長：2,300m 幅：2m
砂利敷込工	施業路	105m ³	RC-40 延長：350m 幅：3m 厚み：0.1m

○各作業別内訳

木材集積場作設作業

単位：1 式当たり

作業項目	規格	数量	単位
礫質土掘削		1,021.0	m3
盛土		868.0	m3
盛土材運搬	運搬距離 = 260m	787.0	m3
ふとんかご	50×120、詰石 = 購入	6.0	m
暗渠排水管	有孔、波状管、 ϕ 200mm	21.0	m
フィルター材	RC-40	2.7	m3
砂利敷込	RC-40	43.6	m3

林道補修作業

単位：1 式当たり

作業項目	規格	数量	単位
礫質土掘削		4.0	m3
盛土		54.0	m3
盛土材運搬	運搬距離 = 260m	51.0	m3
ふとんかご	50×120、詰石 = 購入	10.0	m

○南樺山国有林 1号木材集積場 土量計算書

測点	距離 m	切土 (礫質土)		盛土		残土 (不足土)
		断面積 m2	体積 m3	断面積 m2	体積 m3	体積 m3
No.-1						
BP	15.0	7.6	57.0		0.0	
No.1	10.7	9.6	92.0	1.3	7.0	
No.2	18.8	16.4	244.4	0.2	14.1	
No.3	14.3	19.4	256.0	1.7	13.6	
No.4	7.8	20.4	155.2	1.0	10.5	
No.4+1	1.1		11.2		0.6	
合計	67.7		815.8		45.8	
飛散0.9			734.2			688.4

○南樺山国有林 車廻し及び2号木材集積場 土量計算書

測点	距離 m	切土 (礫質土)		盛土		残土 (不足土)
		断面積 m2	体積 m3	断面積 m2	体積 m3	体積 m3
BP		0		0		
No.1	3.0	4.2	6.3	1.6	2.4	
No.2	7.0	3.1	25.6	2.1	13.0	
No.3	9.9	6.5	47.5	0	10.4	
No.4	10.0	12.8	96.5	0	0.0	
No.4+1	0.7	0	4.5	0	0.0	
No.1		4.2	0.0	1.6	0.0	
M+1	2.4	2.6	8.2	0.5	2.5	
M+2	8.1	0	10.5	0	2.0	
合計	41.1		199.1		30.3	
飛散0.9			179.2			148.9

○南樫山国有林 3号木材集積場 土量計算書

測点	距離 m	切土 (礫質土)		盛土		残土 (不足土)
		断面積 m2	体積 m3	断面積 m2	体積 m3	体積 m3
BP+1		1.1		0		
S1	10.9		6.0	20.1	109.5	
S2	9.7		0.0	59.2	384.6	
S2+1	0.4		0.0	62.9	24.4	
S3	9.7		0.0	0	305.1	
合計	30.7		6.0		823.6	
飛散0.9			5.4			-818.2
最大許容土量					823.6	
今回想定土量					791.9	

○南樫山国有林 林道補修箇所 土量計算書

測点	距離 m	切土 (礫質土)		盛土		残土 (不足土)
		断面積 m2	体積 m3	断面積 m2	体積 m3	体積 m3
BP+6		0.4		0		
BP+7	5.0	0.4	2.0	10.2	25.5	
BP+8	5.6	0.2	1.7	0	28.6	
合計	10.6		3.7		54.1	
飛散0.9			3.3			-50.8

○南樫山国有林 集計

測点	距離 m	切土 (礫質土)		盛土		残土 (不足土)
		断面積 m2	体積 m3	断面積 m2	体積 m3	体積 m3
1号地	67.7		815.8		45.8	688.4
2号地	41.1		199.1		30.3	148.9
3号地	30.7		6.0		791.9	-786.5
林道補修	10.6		3.7		54.1	-50.8
合計	150.1		1024.6		922.1	0.0

運搬距離計算

測点	数量	距離m	相乗	備考
1号 ～ 3号	688.4	261	179672.4	
2号 ～ 3号	148.9	270	40203	
平均	837.3		219875.4	262.6

ふとんかご 数量計算書

測点	枚数	延長				備考
3号地	3.0	6.0				
補修箇所	5.0	10.0				
計	8.0	16.0				

P.E.P暗渠工 数量計算書

測点	規格	延長				備考
3号地	Φ200	21.0				有孔
計		21.0				

フィルター材 数量計算書

21.0m × 0.129m³ = 2.7m³

○砂利敷込数量計算書

測点	距離	敷幅	面積	敷厚	体積	備考
	m	m	m2	m	m3	
No.1 - 1						1号木材集積場
BP	15.0	5.00	37.50	0.05	1.9	
No.1	10.7	10.00	80.25	0.05	4.0	
No.2	18.8	13.00	216.20	0.05	10.8	
No.3	14.3	10.00	164.45	0.05	8.2	
No.4	7.8	8.00	70.20	0.05	3.5	
小計	66.6		568.6		28.4	
BP						2号木材集積場
No.1	3.0	11.00	16.50	0.05	0.8	
No.2	7.0	12.49	82.22	0.05	4.1	
No.3	9.9	11.00	116.28	0.05	5.8	
No.4	10.0	7.00	90.00	0.05	4.5	
小計	29.9		305.0		15.2	
合計	96.5		873.6		43.6	

記 番 別 作 業 内 訳 書

国有林名 林小班	作業種	区域 面積	控除 面積	契約 面積	作業予定期間		備考
					自	至	
南樫山 801い	保護伐	68.18ha	61.47ha	6.71ha	契約締結の翌日	令和8年2月13日	
小計				6.71ha			
南樫山 801い	保育間伐	61.47ha	53.18ha	8.29ha	契約締結の翌日	令和8年2月13日	伐採率 33%
小計				8.29ha			
合計		129.65ha	114.65ha	15.00ha			
南樫山 801い	植付 (新植)	68.18ha	61.78ha	6.40ha	契約締結の翌日	令和8年2月13日	コンテナ苗 ヒノキ 14,080本
合計				6.40ha			